

(一社) 広島県建築士事務所協会 建築物耐震診断等評価委員会規定

(目的)

第 1 条 耐震診断等業務の公共性・重要性に鑑み、一般社団法人広島県建築士事務所協会(以下「本会」という。)の中に建築物の耐震性の診断並びに耐震改修計画等の適正な評価を行うため建築物耐震診断等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し運営することを目的とする。

(事業)

第 2 条 建築物の耐震性の評価の申し込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その評価を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取り扱わないものとする。

(組織及び委員)

第 3 条 この事業は総務渉外委員会が分掌する。

- 2 委員会の委員は、事業の公共性に鑑み広く各団体に所属する会員のうちから耐震診断業務に精通している者及び大学教授等の学識経験者をもって構成し、その数は10名内外とする。
- 3 委員会の委員は、建築物耐震診断等評価委員会が推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 4 委員会には、委員長1名、副委員長2名を置くものとし、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は、増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員長が議長となる。委員長不在の場合は、副委員長があたる。
- 3 委員会は、オブザーバーとして発注者側の出席を認める。

(評価の基準)

第 6 条 建築物の耐震性の評価は、(一財)日本建築防災協会発行の「既存建築物の耐震診

断基準・改修設計指針」等に基づいて行う。

(評価に関する検討事項)

第 7 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 建築物資料の内容に関する事項
- (2) 耐震診断資料並びに耐震改修計画資料の内容に関する事項
- (3) 現地調査に関する事項
- (4) 評価基準の評価等に関する事項
- (5) その他、関連する必要な事項

(評価の申込み)

第 8 条 建築物の耐震性の評価の申込みは、建築物耐震診断等評価申込書に所定の資料を添えて、本会事務局へ提出する。

(評価の報告・保存)

第 9 条 委員会は、業務終了後速やかに耐震診断評価又は、耐震改修評価を、建築物耐震診断評価・耐震改修評価書により申込者に報告する。

- 2 前項の報告書は、本会に 1 部控えを保存し（保存年限 10 年）提出された資料等は申込者に返却する。

(守秘義務)

第 10 条 委員会の委員は、検討事項に関して知り得た資料、知識等を、委員会の承認なしに第三者に漏洩、公表または、活用してはならない。

(記録)

第 11 条 委員会は、委員会評価過程の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

第 12 条 この規程による評価に要する経費は、申込者により支払われる評価費用の収入により支弁する。

(会計)

第 13 条 評価費用の請求、受領及びその他の必要な会計事務は事務局において行う。

(規定の変更)

第 14 条 この規定の変更は委員会協議のうえ、理事会の決議を得なければならない。

(その他)

第15条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営については必要な事項は、委員会が別に運営要綱を定めることができる。

付則

(1) この規定は、平成25年7月8日から施行する。